

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年2月20日

水 曜 日

第 4462 号

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定	1
○土地区画整理組合の解散認可	2

告 示

富山県告示第53号

保安林の指定施業要件の変更予定について

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

平成31年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県魚津市古鹿熊字二ノ部5の99、5の100、5の103から5の112まで、字ホノ部6の1から6の3まで、6の5、6の7、6の10から6の12まで、6の14、6の17、6の19、字へノ部7の1から7の4まで、7の12から7の19まで、7の21から7の28まで、7の30から7の34まで、7の37

2 指定の目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第54号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、高岡市木津土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定によりその旨を公告する。

平成31年2月20日

富山県知事 石 井 隆 一